

岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症と共生する「新たな日常」に対応するため、県内モノづくり企業等（以下「補助事業者」という。）が行う新たな需要に対応するヘルスケア産業製品等の生産設備（金型）、分析・評価機器等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内モノづくり企業等 営利の目的をもって事業を営み、県内に本社又は事業所を有する法人又は個人（県内の税務署長に開業の届出をした、又はしようとする者に限る。）をいう。
- (2) ヘルスケア産業製品等 医療、福祉（介護）及び健康（医薬品（保健機能食品を含む。))分野の産業に関する製品等をいう。
- (3) 生産設備（金型） 製品の製造の用に供する償却資産をいう。
- (4) 分析・評価機器 製品の特性等の分析又は評価の用に供する償却資産をいう。
- (5) 大企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者以外の企業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件並びに補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(欠格事由)

第4条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人又は個人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人又は個人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損

- 害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人又は個人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人又は個人

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増大した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (5) 補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告すること。
 - (6) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等に係る仕入控除税額に相当する額を県に返還させることがあること。
 - (7) この補助金の交付を受けた事業に対し、重複して他の都道府県、県及び県の外郭団体の補助金等の交付を受けないこと。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合並びに同項第5号の規定により知事に報告する場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第2号様式）

- (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）
- (3) 前項第5号の規定による報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の交付時期等）

第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（事業実施等状況報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後2年間、当該補助対象事業に係る過去1年間の状況等について、毎年度6月30日までに、別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

（財産の処分制限）

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。

- (1) 単価50万円以上の機械及び器具
- (2) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定める

もの

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日
の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（書類の提出部数等）

第14条 この要綱により補助事業者が提出する書類の部数は、1通とする。

（補助事業の表示）

第15条 補助事業者は、補助対象事業について県からの補助金を受けて実施する旨を別
表第2に定めるところにより表示するものとする。

（立入検査等）

第16条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要
があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該事務担当職員にその事務所、
事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる
ことができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知
事が定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助要件	補助金の額
新型コロナウイルス感染症と共生する「新たな日常」の需要に対応するヘルスケア産業製品等の生産設備（金型）、分析・評価機器等を導入する事業	生産設備（金型）、分析・評価機器等の導入に要する経費（消費税等相当額を除く。）	補助対象経費が2,000千円以上（大企業にあつては、10,000千円以上）であること。	補助対象経費に $3/4$ （大企業にあつては、 $2/3$ ）を乗じて得た額と60,000千円とを比較して少ない方の額以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

別表第 2（第 15 条関係）

補助対象事業の標準的な表示方法
<p>看板、銘板、広報誌、チラシ、パンフレット等</p> <div data-bbox="331 600 1275 940" style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 80%;"><div data-bbox="1031 824 1246 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">表 示</div></div>
表示内容
<p>この〇〇〇は、岐阜県からの補助金を受けています。</p> <p style="text-align: right;">〇年〇月〇日 補助事業者名</p>

- ア 表示方法は、看板、銘板、広報誌、チラシ、パンフレット等による掲載等とする。
- イ 表示箇所は、紙面等の許す範囲とする。
- ウ 表示された広報誌、チラシ、パンフレット等については、第 8 条に規定する実績報告書に添付するものとする。
- エ 生産設備（金型）、分析・評価機器等への表示のように実績報告書への添付ができない場合は、生産設備（金型）、分析・評価機器等への表示が分かる写真を実績報告書に添付すること。

別記
第1号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申 請 者
住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者名 （役職・氏名） 印

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり標記補助金の交付を受けたいため、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業の目的及び内容

別紙 年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
事業計画書のとおり

2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象事業に要する経費	金	円
(2) 補 助 対 象 経 費	金	円
(3) 補 助 金 申 請 額	金	円

別紙

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
事業計画書

1 申請者の概要

申請者名			
代表者 役職・氏名			
本社所在地			
事業実施場所	※事業実施場所が本社所在地と異なる場合は、実施場所を記入すること。		
資本金	千円	従業員数 (交付申請時)	人
事業業種 (主たる事業)			
HPアドレス			

【担当者】

役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
E-Mail アドレス			

※ 他の補助金等の交付申請・実績を記入（「他の補助金等の交付を受けた」又は「他の補助金等の交付を現在申請中」の場合に記入すること。）

補助金等の名称 (機関名)	
交付（申請）者	
交付（申請）額	
交付（申請）年月日	
事業申請内容との相違点 (補助対象内容等)	※申請書、実績報告書等の写しを添付すること。

2 事業の概要

事業計画名	<p>※事業計画内容が明瞭となる事業計画名を20～50文字で記入すること。 なお、「事業計画名」は、公表することがありますのでご了承ください。</p>
事業背景	<p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による課題等と事業内容（取組）との関連について、具体的かつ簡潔に記入すること。 ※開発・製造する新たなヘルスケア産業製品等の新規性や品質向上等の必要性も踏まえ記入すること。 ※事業実施による今後の業界・市場への影響力や、申請者が目指す役割も記入すること。 ※事業背景に関する根拠・説明資料等も添付すること。</p>
事業計画内容	<p>※新型コロナウイルス感染症と共生する「新たな日常」に対応するヘルスケア産業製品等に関する事業計画について、具体的かつ簡潔に記入すること。 ※申請者の発想力や着眼点及び自社等が持つ技術力との関連や創意工夫等も含め記入すること。 ※導入する生産設備（金型）、分析・評価機器等の特徴・利点及び必要性も記入すること。 ※事業計画内容に関する根拠・説明資料等も添付すること。</p>
補助対象設備等により生産する対象製品等	<p>※事業により導入した生産設備（金型）、分析・評価機器等により生産する対象製品等を記入すること。</p>

補助対象設備等	※導入する生産設備（金型）、分析・評価機器等を記入すること。 ① ②
設備導入予定日	(開始予定) 年 月 日 ~ (完了予定) 年 月 日
経費支払予定日	年 月 日
成果目標	※事業における達成目標について、事業実施前と比較した数値目標等を記入すること。(例：新製品名、生産能力、製品出荷量、売上高等)

3 スケジュール

補助対象設備等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
①											
②											

4 経費及び資金計画

(1) 収入の部（資金調達内訳）

(単位：円)

経費区分	金額	調達先	備考
補助金申請額			
自己資金			
借入金			
国補助金等			
その他			
合計			

※ 「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。

4 経費及び資金計画

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分 (補助対象設備等)	積算等	補助対象事業に 要する経費	補助対象経費	左の負担区分	
				自己負担分	補助金申請額
①					
②					
合 計					

《記入上の注意》

- 「積算等」欄には、補助対象設備等の経費ごとに積算内容を記入すること。
(名称、積算明細 (@単価 (消費税等込み) × 数量 = 金額 (消費税等込み))、仕様、購入先等)
- 「補助対象事業に要する経費」欄には、当該事業を遂行するのに必要な経費を記入すること。金額については、見積書、価格表等による正確な金額を記入すること。
- 「補助対象経費」欄には、「補助対象事業に要する経費」欄のうち補助金の交付の対象となる経費について、消費税等相当額を控除した金額を記入すること。(※消費税等相当額は、対象経費になりません。)
- 「補助金申請額」欄には、「補助対象経費」の範囲内で補助金の交付を希望する額に、補助率 (3/4 (大企業: 2/3)) を乗じて得た額 (千円未満を切り捨てた額) を記入すること。
- 「(1) 収入の部」の金額合計と「(2) 支出の部」の補助対象事業に要する経費の合計は、一致すること。

5 添付書類

- (1) 申請者の会社案内、定款、登記簿謄本及び決算報告書（直近2期分）
 - (2) 住民票（個人の場合に限る。申請時点の3ヶ月以内に発行されたものであること。）
 - (3) 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
 - (4) 納税証明書（次の発行機関における「未納に係る税がないことを証する書類」）
 - ① 県税事務所（②③において徴収する県税以外のもの）
 - ② 市町村役場（個人県民税に係るものに限る。個人の場合のみ）
 - ③ 税務署（地方消費税に係るものに限る。）
- ※ 納税証明書は、申請時に取得可能な最新のものであること。

岐阜県知事 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者名 （役職・氏名）

印

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
に係る事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の内容
について、下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1 変更する事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

(1) 事業の内容

経費区分 (補助対象設備等)	変 更 前	変 更 後

(2) 経費の配分

(単位：円)

経費区分 (補助対象設備等)	補助対象事業に要する経費		補助対象経費		左の負担区分			
					自己負担額		補助金申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後

4 添付書類

(1) 見積書等

(2) その他参考となる書類

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者名 （役職・氏名）

印

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の内容
について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する事業名

2 中止（廃止）の理由

※ 具体的に記載すること。

3 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者名 （役職・氏名）

印

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業につ
いて、下記のとおり報告します。

記

1 岐阜県補助金等交付規則第14条の規定による額の確定額
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控
除税額（補助金返還相当額）
金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握で
きる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付すること。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者名 （役職・氏名）

印

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
に係る事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業
を 年 月 日付けで完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の
規定により次の書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業（事業計画名）

2 補助対象事業に要した経費及び補助金の額

(1) 補助対象事業に要した経費 金 円

(2) 補 助 対 象 経 費 金 円

(3) 補 助 金 の 額 金 円

3 事業実績報告書

別紙1のとおり

4 決算総表（収支決算書）

別紙2のとおり

5 支出明細報告書

別紙3のとおり

別紙1

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
に係る事業実績報告書

1 申請者

2 代表者（役職・氏名）

3 事業計画名

4 補助事業期間

開始 年 月 日

終了 年 月 日

5 補助事業の成果

(1) 事業計画内容と実績

※申請時の「事業計画内容」「成果目標」に対応させて、「生産・分析評価する対象製品等」の製造（調整）状況（例：新製品名、生産能力、製品出荷量、売上高等）を記入すること。

※「生産設備（金型）、分析・評価機器等」の導入実績を記入すること。

※適宜、参考となる資料を添付すること。

(2) 今後の展開

※今後の事業展開（計画）等を記入すること。

※適宜、参考となる資料を添付すること。

6 添付書類

(1) 経理書類一式（見積書、納品書、請求書その他支払が確認できる書類等）

(2) 設備設置完成の写真

(3) その他参考となる書類（固定資産台帳の写し）

別紙2

決算総表（収支決算書）

(1) 収入の部（資金調達内訳）

（単位：円）

経費区分	金 額		備 考
	予算額	決算額	
補 助 金			
自 己 資 金			
借 入 金			
国補助金等			
そ の 他			
合 計			

※ 「補助金」については、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(2) 支出の部 (資金支出内訳)

(単位：円)

経費区分 (補助対象設備等)	補助対象事業に要する経費		補助対象経費		左の負担区分				備考
					自己負担額		補助金額		
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
①									
②									
合計									

《記入上の注意》

- 1 「予算額」欄には、申請書の計画の内容に記入したもの（補助事業計画を変更した場合は、承認を受けた変更後の計画に基づくもの）を記入すること。
- 2 「補助対象経費」欄には、補助対象事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費について、消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記入すること。
- 3 「補助金額」欄には、千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。
- 4 「予算額」欄と「決算額」欄が著しく相違するときは、その理由を「備考」欄に記入すること。
- 5 「収入の部」欄の金額合計と「支出の部」欄の補助対象事業に要する経費合計は、一致すること。

支出明細報告書

経費区分 (補助対象設備等)	積算等	補助対象事業に 要する経費(円)	補助金額 (円)	見積 年月日	契約 年月日	入手 年月日	支払 年月日
①							
②							
合計							

《記入上の注意》

- 1 予定のものについては、()書きとすること。
- 2 「積算等」欄には、補助対象設備等の経費ごとに名称、積算明細@単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み)、仕様等を記入すること。また、併せて購入先、支払先等を記入すること。
- 3 「補助対象事業に要する経費」欄には、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記入すること。
- 4 「入手年月日」欄には、補助対象物件が納品された日を記入すること。
- 6 補助事業に関する帳簿を別途作成している場合は、本書に代えて当該帳簿のコピーを提出して差し支えないこと。

岐阜県知事 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者名 （役職・氏名）

印

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
に係る交付（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助金に
ついて、下記金額の交付を請求します。

記

1 交付請求する事業名

2 補助金請求額	金	円也
（内訳）交付決定額		円
既受領済額		円
確定額		円
今回請求額		円
残 額		円

3 助成対象経費支出計画（概算払請求の場合のみ）
別紙のとおり

4 振込先

金融機関名	銀行（金庫）	支店
口座名義（ふりがな）		
預金の種別	普通	・ 当座
口座番号		

別紙

補助対象経費支出計画書

経費区分 (補助対象設備等)	積算等	金額 (円)	見積 年月日	契約 年月日	入手 年月日	支払 年月日	補助金充当額 (円)	備考
①								
②								
合計								

《記入上の注意》

- 1 予定のものについては、() 書きとすること。
- 2 「積算等」欄には、積算明細@単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み)、仕様等を記入すること。
- 3 「金額」欄には、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記入すること。
- 4 「入手年月日」欄には、補助対象設備等が納品された日又は調査等が実施された日を記入すること。
- 5 「補助金充当額」欄には、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。
- 6 「備考」欄には、購入先、支払先等を記入すること。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所 （郵便番号・住所）

名 称

代表者名 （役職・氏名）

印

年度岐阜県ヘルスケア産業関連設備等導入事業費補助金
に係る事業実施等状況報告書（ 年度報告）

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る
事業に関し、 年度の事業実施等の状況について、岐阜県ヘルスケア産業関連設
備等導入事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業計画名

2 事業終了後の事業計画の実施状況

別紙のとおり

別紙

事業実施年度

事業実施等状況報告年度分

1 事業終了後の事業計画の実施状況

補助対象設備等	① ②
成果目標	
実績	
成果目標達成に向けた取組に関する課題及び今後の方針	

2 事業実施等状況

① 本年度事業収益 金 円

(補助対象事業に係る収益を記載すること。)

② 本年度売上高

(総売上高は、補助対象事業に係る売上げ以外も含めた金額を記載すること。)

総売上高 金 円

補助対象となった生産設備（金型）、分析・評価機器等による対象製品等の売上高 金 円

(注) 収益額及び売上高の算出の根拠となる資料を添付すること。